

令和 7 年 6 月 議 会 定 例 会 議 案

市 長 提 案 理 由 説 明 要 旨

(令 和 7 年 6 月 1 3 日 提 出)

新 潟 市

本日提案いたしました議案の概要につきまして、説明を申し上げます。

議案第 46 号は、一般会計の補正予算です。

主な内容について申し上げます。

はじめに、能登半島地震への対応についてです。

地震により被害を受けた農業用資材庫等の施設の再建・修繕を支援するほか、

被災した子どもの心の負担軽減や回復を図るため、引き続き N P O 等と連携して食事や学習機会を提供します。

また、被災後、応急修理で対応していた市民プラザの設備について、復旧工事を実施します。

次に、その他の補正分についてです。

高齢者施設の防災・減災対策を推進するため、非常用自家発電設備などの整備を支援するほか、

農業分野では、経営の規模拡大等に係る農業用機械・施設の整備に対する要望が当初の想定を上回ることから、予算を増額し県と連携して支援します。

また、栗ノ木バイパスなど直轄国道の整備に係る負担金を増額するほか、

西蒲区役所新庁舎の建て替えにあたり、仮設庁舎の整備を進めるほか、岩室出張所の改修などに係る経費を追加します。

加えて、市役所旧分館の解体について、アスベストの含有や地下水対策などにより、工事内容を変更する必要があることから、追加工事に係る事業費を増額します。

このほか、令和 7 年度税制改正などに対応するため、市民税オンラインシステムなど各種システムの改修を行います。

なお、先月末に閣議決定されました物価高騰対応に係る国交付金に速やかに対応するため、別途補正予算を今定例会に追加提案させていただきたいと考えています。

以上が補正予算の主な内容であります。出納整理期間も過ぎ、令和 6 年度の収支状況が、概ね見通せる段階となりましたので、この機会に決算見込みについて、ご報告申し上げます。

歳入につきましては、現計予算額をさらに上回る市税収入を確保できる見通しであり、歳出につきましては、特別会計への繰出金など、一定の不用額も生じることから、60 億円程度の黒字となる見通しです。

なお、ワクチン接種経費に係る国費の精算などで、10 億円程度の返還が必要なことから、実質的な黒字は 50 億円余りとなる見込みであり、これらを踏まえ、今後の財政需要に対応していきたいと考えています。

次に、一般議案の概要について、説明いたします。

議案第 47 号及び議案第 48 号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児時間の取得方法の多様化など、関連する規定を整備するものです。

議案第 49 号は、地方税法等の改正に伴い、公示送達方法の見直しなどを行うものであり、

議案第 50 号は、宅地造成等規制法の改正に伴い、盛土等に対する許可申請などに係る手数料を新たに規定するものです。

議案第 51 号は、閉園の方向性が決定した新飯田保育園を廃止するものであり、

議案第 52 号は、亀田清掃センターの建替に伴い、附属運動公園を廃止するものです。

議案第 53 号は、秋葉区の山谷北・善道地区などの地区計画の変更に伴い、用途制限の緩和などを行うものです。

議案第 54 号は、新潟県公安委員会委員に
再び ^{たかはし} 高橋 ^{きょうこ} 香子 氏を推薦することについて、議会の
同意を得ようとするものです。

議案第 55 号は、新潟地下開発株式会社に対する貸付金等に係る債権を放棄するものです。

議案第 56 号から第 62 号は、除雪機械を取得するものです。

議案第 63 号は、新亀田清掃センター整備・運営事業
建設工事について、

議案第 64 号は、鳥屋野潟南部東西線等の整備に係る
協定について、

議案第 65 号は、新潟駅万代広場中央広場造園工事
について、

議案第 66 号は、南消防署大規模改修工事について、
それぞれ契約を締結しようとするものであり、

議案第 67 号及び議案第 68 号は、音楽文化会館大規模
改修工事について、契約金額を変更するものです。

議案第 69 号は、新潟地下開発株式会社に対する債権
の放棄についての議案に関連し、私の給与の減額を提案
させていただくものです。

諮問第 1 号は、人権擁護委員の候補者として、

再び、
池田 肇 氏、
坂井 玲子 氏、
新田 利子 氏、
山本 町子 氏、
中野 高子 氏、

いちかわ たかゆき
市川 孝幸 氏、
たざわ ひろいち
田沢 広一 氏、
こじま えりこ
新たに、小島 恵理子 氏、
たかくわ かずよ
高桑 一代 氏、
しぶき よしはる
渋谷 義春 氏、
しもだ みゆき
下田 幸 氏、

を推薦することについて、議会にお諮りするものです。

報告第1号から第4号までは、繰越明許費などの繰り越しについて、ご報告申し上げるものです。

案件は以上となります。

なお、新潟地下開発株式会社に対する貸付金の債権放棄に関して、先の全員協議会で、本市の方針をご報告させていただいたところですが、改めてご説明させていただきたいと思います。

新潟地下開発株式会社は、繁華街における自動車交通の混雑対応として、地下駐車場を建設すること、

そしてその資金を捻出する手段として商業施設を整備するという都市計画事業の実施主体として、昭和 47 年に設立されました。

同社が整備した西堀ローサは、これまでに、中心市街地のにぎわいづくりに大きく寄与するとともに、中心市街地の過密緩和や、地下道、地下駐車場整備による歩行者の安全確保と回遊性向上といった、都市にとって不可欠な公的役割を担ってきました。

しかし、2000 年代に入ると全国的に中心市街地の空洞化に拍車がかかり、古町地区においても大型商業施設の撤退や、空き店舗等の問題が次々と生じました。

こうした状況に対し、中心市街地の活性化に向けて、様々な取り組みが進められたものの、大型ショッピングセンターの郊外進出や、ネット通販の普及など商業形態の変化の影響はあまりに大きく、悪化が続いていた同社の経営状況が改善することはなく、先月 5 月 9 日に、本市に対しまして、会社の清算に向け「借入金 9 億円の債務免除」と、「同社が保有する不動産の無償譲渡」の 2 つの申し入れがありました。

まず、1つ目の申し入れである「新潟地下開発株式会社から債務免除の依頼」があった9億円の債権放棄についてです。本市は、平成18年に株式会社整理回収機構の審査・承認を受け、金融機関や株主、テナントと共に、同社の再建計画にもとづき、同社の経営再建を支援することとしました。

この債権は、同社への支援策の一つとして、金融機関への返済が完済するまで本市への返済義務の無い「劣後ローン」で、9億円を貸し付けたものです。

同社は、平成28年度までに金融機関への返済を終え、その後は本市への返済が必要な段階となりましたが、事業環境はますます厳しくなり、経営改善による貸付金の返済は困難であるとして、令和5年11月に会社の解散を表明しました。

解散の表明後、債権者である本市は同社に対し、保有不動産の売却などによる返済の要請をしてきたものの状況は厳しく、このたびの全額免除の申し入れがあったところです。

この申し入れに対し、本市としては、同社が保有する不動産は老朽化が著しく、さらに地下施設という特殊性・公共性により市場性が乏しいため、不動産の売却は極めて困難で、債権回収は期待できないことから、債権放棄は避けられないと判断し、1つ目の申し入れである「借入金9億円の債務免除」については受け入れざるを得ないと考えています。

次に2つ目の申し入れ「不動産の無償譲渡」についてです。

同社が保有する不動産には、地下施設である西堀ローサと、それに附属する地上施設の西堀6番館ビルおよび7番館ビルの一部があり、申し入れでは、その全ての不動産を無償譲渡したいとのことでした。

まず、西堀ローサについては、中央区役所やふるまち庁舎と接続するなど、中心市街地への影響が大きい施設であることや、市道などの真下に位置し、大半の管理を既に市が行っている現状があることなどから、本市が受け入れざるを得ないと考えています。

一方で、地上ビルについては、地権者が複数いらっしゃることから、現時点では本市が受け入れられる状況にはないと考えています。

そのため、2 つ目の申し入れに対しては、「現時点では西堀ローサのみを同社からの無償譲渡により受け入れる」こととしたいと考えています。

そのため、西堀ローサを寄附により受け入れることを前提に、債権の全額を放棄する旨提案させていただいたものです。

また、この件に関する本市の責任については大きく2 つあると認識しています。

1 つ目は、公金を原資として貸し付けた 9 億円を回収することが出来なくなり、結果として、本市の財政に大きな影響を生じさせてしまったこと。

2 つ目として、外郭団体評価において「抜本的改善」が必要と指摘されながらも、適切な対応ができなかったことです。

銀行債務が完済された平成 28 年度以降において、

外部環境がますます悪化する中で、市への債務返済を猶予している間に、同社に対し、具体的な返済計画や経営改善に向けた事業計画を提出させるなど、同社経営の抜本的改善に向けた対応を行うべきであったと認識しています。

このことから、市長として私の俸給を 10 分の 1、1 か月減額したいと考えております。

私からは以上です。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。